

○南越前町地域おこし協力隊設置要綱

平成24年12月28日

南越前町告示第33号

改正 令和2年3月26日告示第15号

(設置)

第1条 人口減少及び高齢化が進行する本町において、町外の人材を本町に積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持及び強化並びに地域の活性化を促進するため、南越前町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地域資源の発掘及び振興の支援活動
- (2) 移住交流事業の支援活動
- (3) 住民の生活支援活動
- (4) 地域おこしの支援活動
- (5) その他町長が必要と認めた活動

(隊員の任用)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の要件をすべて満たす者のうちから、町長が任用する。

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等から生活の拠点を町内へ移し、住民票を異動させた者（任用される前に既に町内に定住又は定着している者を除く。）
- (2) 協力隊の活動に意欲があり、地域になじむ意思のある者
- (3) 地域おこし協力隊の活動終了後、町内に定住する意欲のある者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者

(隊員の身分等)

第4条 隊員の身分は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

2 隊員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で町長が定める。

(活動の経費)

第5条 町長は、第2条に規定する活動及び関連する研修等に要する経費について、予算の範囲内で支給するものとする。

(町の役割)

第6条 町長は、協力隊の活動が円滑に実施できるように、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 隊員の協力隊の活動に関する総合調整
- (2) 隊員の定住に関する支援
- (3) 前各号に定めるもののほか、協力隊の円滑な活動に関して必要な事項  
(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年告示第15号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。